1　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会	いわき事務所	福島県いわき市平字大町七番二	福島県いわき市泉町本谷字作一二三番地	平成二十五年四月三十日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会	いわき事務所	福島県いわき市平字大町七番二号	福島県いわき市泉町本谷字作一二三番地	平成二十五年四月三十日

3　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会	いわき事務所	福島県いわき市平字大町七番二号	福島県いわき市泉町本谷字作一二三番地	平成二十五年四月三十日

○厚生労働省告示第三号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の七の規定により、同令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関について、同令第十九条の二十四の四第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の十六の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	明賀　孝仁	柳川　欽也	平成二十五年五月二十三日

○厚生労働省告示第四号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の七の規定により、同令第十七条の六第一項の登録試験免除講習機関について、同令第十七条の四第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十七条の十六の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	明賀　孝仁	柳川　欽也	平成二十五年五月二十三日

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字口戸字平ノ山一四五八の三から一四五八の七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市野津町大字泊字中畑一二〇四（次の図に示す部分に限る。）、一二〇五、一二一五から一二一八まで、一二二一、一二二八、一二三〇の一、一二三九、一二四〇、一二四一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字細字西一町田二二六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西一町田二二六〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字竹ノ田一二六一の一から一二六一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六一の四、一二六一の五、一二六二の七、一二六二の一から一二六二の三まで、一二六二の一から一二六三の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。